

漁業分野に係る補足説明資料(監理支援機関の許可基準)

水産庁

監理支援機関の許可基準について（漁業分野）

○許可基準について

監理支援事業の実務に従事する常勤役職員1人あたりの受入れ機関数と受入れ人数は、育成就労法施行規則第45条第2号にてそれぞれ8者未満と40人未満という基準が定められているが、漁業特有の事情から別途設定しようとするもの。（特定分野の特有事情に鑑みた措置。育成就労法施行規則第45条第5号関連。）

○漁業特有の事情

①受入れ機関となる漁業経営体

漁業分野においては零細な経営体が多い。

（沿岸漁業は零細事業者が多く、海面漁業における漁業経営体のうち海上作業従事者5名以下は全体の9割（H30）であり、販売金額300万円未満が全体の約6割（R5）（漁業経営統計調査報告、漁業センサスによる））

②漁業分野の特性

海上での作業となる漁業の特性から、安全確保のためには漁業を熟知した者であることが求められる。加えて、制度の適切な運用にあたっては、受入れ機関に外国人材を紹介するに当たり船員職業紹介の許可を取得する必要。→監理支援機関の制限（他分野に比べ厳しく運用。）

③漁業分野の監理支援機関（漁協）の特性

漁協は一般的な事業所や団体に比べ厳しい監理体制を確保できるもの。

- ・受入れ機関は当該漁協の構成員に限定されている。（傘下組合員は港の地域に集中しており、現地に所在し、地域の実態をよく理解し、日頃から目が届く組織。また漁協と傘下組合員には経営的な指導を行うなど深い関係性があるもの。）
- ・一般的な事業所や団体に比べ公的機関が関与し適正性・健全性が確保されている（設置基準に基づく許可、指導・監督・検査）。
- ・地域を支える組織としても重要な役割を担うとともに、地域貢献（操業安全指導、密漁防止、海難防止等）を通じて漁村の経済活動を支援。

漁業分野における特有の事情やこれまでの実績も踏まえ以下のとおりとしたい。



○漁業分野での要件設定

受入れ機関を8者（標準）→20者、受入れ人数を40人（標準）→40人よりも少人数（人数は調整中）とする。